

東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について

「中間のまとめ」に関する都民意見の概要

1 項目別の件数

項	目	件数
第1部	基本的考え方	0
第2部	基本計画に盛り込むべき事項	6
I	配偶者暴力対策（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3にいう都道府県計画）	5
1	暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見	2
	(1) 暴力を許さないための教育と啓発の推進	2
	(2) 早期発見体制の充実	0
2	多様な相談体制の整備	0
	(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	0
	(2) 身近な地域での相談窓口の充実	0
	(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	0
3	安全な保護のための体制の整備	2
	(1) 保護体制の整備	1
	(2) 安全の確保と加害者対応	1
4	自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	1
	(1) 総合的な自立支援の展開	0
	(2) 安全で安心できる生活支援	0
	(3) 就労支援の充実	1
	(4) 住宅確保のための支援の充実	0
	(5) 子供のケア体制の充実	0
5	関係機関・団体等の連携の推進	0
	(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化	0
	(2) 民間団体との連携・協力の促進	0
6	人材育成の推進と適切な苦情対応	0
	(1) 人材の育成	0
	(2) 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応	0
7	調査研究の推進	
II	性暴力被害者に対する支援	0
III	ストーカー被害者に対する支援	0
IV	セクシュアル・ハラスメントの防止	0
V	性・暴力表現等への対応	1
	「中間のまとめ」全般	0
	その他	0
	計	6

2 意見募集期間

平成28年10月11日から10月24日まで

※複数の項目にまたがるご意見については、それぞれの項目にて1件として集計しています。

＜東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について＞

「中間のまとめ」に対する都民意見概要

（項目は中間のまとめの内容に対応しています。）

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

I 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

（1）暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

No.	意見	対応の考え方
1	男女が平等でお互いに尊厳を認め合う基本として、学校教育の中で、男女平等教育を進めることが重要。このことはデートDVの防止にもつながると思う。	P8,9に、学校教育において、人権教育を引き続き推進していく必要性和配偶者や交際相手に暴力を振るうことのないよう、男女が互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を発達段階に合わせて推進することの必要性が盛り込まれています。 また、女性活躍推進計画の中間のまとめでも、学校における男女平等教育の必要性が盛り込まれています。
2	若年女性(男性も含む)の性的搾取について、愛知県では「JKビジネス規制条例」ができたが、東京都でも策定を検討していると聞いている。規制だけでなく、根本的な原因を解決しないと元に戻ってしまうので、それぞれのケースにあわせてケアする公的機関が必要だと考える。 例えば、少女たちがどこでも相談できるように行政区を超えてSOSの発信を受け止める。児童相談所は中高生を対象にした相談所もつくる。歌舞伎町や秋葉原は24時間、少女たちを勧誘しているので、24時間相談できるようにする。児童相談所の職員の専門性を高める。	P8に、若年層が遭いやすい性に関わる被害についても併せて啓発していくことや、若年層が相談しやすい環境整備等の必要性が盛り込まれています。

3 安全な保護のための体制の整備

（1）保護体制の整備

No.	意見	対応の考え方
3	シェルターなど、緊急避難の場所を確保すること。	P22に、シェルターも含めた一時保護体制の一層の充実の必要性が盛り込まれています。

(2) 安全の確保と加害者対応

No.	意見	対応の考え方
4	厳しい制裁措置も含んだ法整備を進めること。	P25に、被害者及び関係者の安全の確保がより図れるよう、必要に応じて国への働きかけを行うことの必要性が盛り込まれていますが、被害者支援の一環として、加害者対応の必要があることから、P25の最終段落に以下の記載を追加します。 <u>○ 加害者(未成年者を含む)からの被害者や支援者に対する更なる暴力を防止するために、被害者支援の一環として、加害者に対する相談窓口等の充実を図る必要性があります。</u>

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(3) 就労支援の充実

No.	意見	対応の考え方
5	被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な人ほど逃れられない現状がある。賃金を保障することなど自立できる労働環境をつくること。	P30に、被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努めることの必要性が盛り込まれています。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

V 性・暴力表現等への対応

No.	意見	対応の考え方
6	あらゆる情報が大量に氾濫する社会のなかでメディアに関する項目が少ない。いうまでもなくテレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアの社会的な影響力はとても大きい。しかし、子の発達年齢に応じた性教育が十分に実施されている現状とは言えず、性に関する正しい知識を得る機会が少ない。そのため男女の性別役割を固定化したり、性の商品化や性暴力を肯定する表現などが溢れており、そのメディアの表現が一般化し、模倣した性暴力犯罪が後を絶たない。 男女共同参画の視点に基づいたメディアの在り方を政策側に求めるのはもちろんのこと(自治体のみならず、民間マスメディアも「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を利用する)、受け取る側も正しい情報を選択し判断できるよう、また情報に対して自身の意見を持ち表現し、よい情報を発信するなど、主体的な関わり方の「メディアリテラシー」を子の発達年齢に応じ早期から高めていくことが大切と考える。	(P47の最終段落に以下のとおり追記します。) ○こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。<u>インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付ける必要があります。</u>